

令和4年7月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

インボイス制度について③ 「免税事業者とその取引先の対応」

インボイス制度が導入される令和5年10月1日より、免税事業者やその取引先の対応について留意すべき点をまとめてみました。

1. 売上先が消費者又は免税事業者である場合

消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないので、インボイスの保存を必要としないため取引への影響はありません。

2. 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行う事が出来るので取引への影響はありません。

また、医療や介護など消費税が非課税となるサービスを提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども影響はありません。

3. 売上先の事業者が課税事業者である場合

売上先が課税事業者の場合、免税事業者からの仕入について、原則、仕入税額控除が出来ないこととなります。

但し、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度実施後の3年間（令和8年9月迄）は消費税相当額の80%、その後の3年間（令和11年9月迄）は消費税相当額の50%を仕入税額控除可能としています。

また、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。

4. 免税事業者が課税事業者を選択した場合

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納付が必要になります。インボイス制度実施後も、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は事前に届出を提出する事で簡易課税制度を適用する事が出来ます。

5. 課税事業者がインボイス制度実施後に新規の取引先から仕入を行う場合

簡易課税制度を適用していない場合は、新規の取引先が適格請求書発行事業者かを確認する必要があります。免税事業者から仕入を行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提したものである事を、互いに理解しておく事も必要であると考えられます。

インボイス登録申請については「No523 インボイス制度について①」を、インボイスの発行については、「No529 インボイス制度について②」をご参照下さい。